

とううん

NO.15 2021年 11月 22日
J R 東海 労 東京 運輸 所 分会
責任者 今 城 敬 一
編集 集 教 宣 部

淵上さんの出向命令差止仮処分申立

本件出向命令の効力の停止を求める理由！

- ◎ 淵上さんの同意を得ないでされたもので、出向命令権が存しないにもかかわらずされたものであって無効である。
- ◎ 組合役員活動のための支障を生じさせ、組合活動に多大な支障を及ぼすものとして、労働組合活動に介入する不当労働行為に該当するため違法・無効である。
- ◎ 本件出向命令に関する事情を鑑みれば、本件出向命令は権利の濫用として違法・無効である。その効力の仮の停止を求める！

本件出向命令は無効！

労働基準法違反！ 不当労働行為！

会社は、勤務日程に問題がある出向会社に出向に出したのです。

変形労働時間制をとった場合の残業前提の勤務を組む事は違反です。

会社は、社員の生活を変えるのである。事前にしっかりと出向先の労働条件等の調査・検討して送り出すものです。会社の無責任極まりない対応であり、出向は無効。

JR 東海労の闘いによって、淵上さんの出向が解除されました。しかし、会社は、淵上さんの元職場である東京第二運輸所に復帰させません。なぜ復帰させないのでしょうか、それに、今月末日まで淵上さんは、自宅にいて、その間の給与が不利益にならないということですが、今の時点では白紙ということ。それなら元職場にもどせばいいことです。なによりも会社は、今回の出向で出向会社に多大なご迷惑をかけたのではないかと。出向会社の不当な労働条件等をさらす結果となってしまったのではないかと。

なぜ戻さないのか！ JR 東海労の弱体が目的で、何がなんでも職場から追い出したい。JR東海労を職場から一掃し、物言わない職場にするためです！

JR東海労が存在しなくなれば、労働条件は強化され、将来に対する希望がなくなり、体調不良者が増加する。あとこの職場で何年働らなければならないのかと心の叫びが！

出向解除は我々の闘いの勝利である！

淵上さんを元職場に戻せ！

出向命令の権利の濫用・不当労働行為である！